

## 令和6年度河内長野市入札等監視委員会 議事概要

- 【開催日時】 令和7年2月17日（月） 10時から12時05分  
【開催場所】 河内長野市役所4階入札室  
【出席者】 （委員）2名  
（市） 契約検査課長、契約検査課職員5名、その他各案件の担当課職員  
【議事概要】 下記のとおり

### 1. 開会あいさつ（総務部長）

本日はお忙しいところ、入札等監視委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、A委員には、今回の審議案件の選定をしていただき、併せてお礼申し上げます。

今年度の委員会開催につきましては、通常、年2回開催のところ、事情により1回とさせていただきます。委員の皆様には1年間分の審議をしていただくこととなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、最近の本市における入札等の情勢としましては、建設資材価格や労務費の高騰などにより、工事等の予定価格は年々上昇しており、今後も続くと予想されております。

このような状況ですが、今年度は、南花台小中一貫校の第Ⅱ期工事や新学校給食センターの造成工事、また南花台中央公園整備工事など本市の施策として必要な事業につきましては、取り組んでいるところでございます。

そこで、本日の委員会では、新学校給食センターの造成工事などを審議案件として選定いただいております。委員の皆様におかれましては、それぞれの視点からご意見・ご助言を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶と代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 2. 報告事項（契約検査課課長）

令和5年9月から令和6年8月までの入札状況（入札方式・件数・落札率等）及び指名停止措置状況（5件）について報告した。

### 3. 案件審議

事前に抽出された7件（工事4件・業務1件・物品2件）の案件について、はじめに事務局から案件概要（入札の方法、落札者の決定等）を説明し、続いて案件を抽出した委員より各案件の抽出理由が説明された後、各委員による内容審議が行われた。なお、案件は次のとおり。

案件1 南花台放課後児童会整備工事

(担当：教育総務課)

(1) 抽出理由

ある程度工事金額が高いということ、1度不調になったということ、あと昨年も放課後児童会の整備工事があり、それと何か関連があるかと思い、取り上げた。

(2) 主な質問及び回答

委員 なぜ1度不調になったのか。

事務局 不調となった後、市内業者に応札しなかった理由を聞いたところ、プレハブの鉄骨の価格がとても上がっているとのことだった。

委員 校舎の中を改築するのではなく、新たに建てるのか。

事務局 この南花台地区では、中学校に小学校機能を入れることで小中一貫校としているが、中学校の隣に放課後児童会を新たに整備するという工事になる。工事の内容自体は一般的なものになる。

委員 昨年審議した放課後児童会は、改築していたが、それとは違うということか。

事務局 前回審議した案件は、もともと放課後児童会の建物があって、5室のうち4室は教室、1室を倉庫として運用していたところ、将来は教室にする計画であった倉庫を内装改修するという内容だった。今回の案件はそれとは異なる。

委員 放課後児童会の目的や主旨は何か。

担当課 まず、市内12小学校に放課後児童会がそれぞれある。保護者が仕事をしている家庭の子どもを放課後に預かる施設なので、基本的には学校の中、もしくは隣接地に放課後児童会を設置するという状況である。児童数自体は減ってきてはいるが、共働きの方が年々増えている状況もあり、市内全体でも1200人の児童を預かる状況である。

昨年度整備した千代田地区では、もともと4クラスのところを5クラスに増やして、倉庫を教室に改築して、今でも186人ぐらいを預かるような状況である。南花台地区だと小学校の近くに放課後児童会はあったが、小学校自体が中学校に移るということで、今回新たに作る必要があったので、昨年度に3教室を整備したという状況である。

児童数が大体80人前後いるので、今後の増加も含めて3教室ある施設を建てた。

(1クラスは40人定員。)

委員 それは、誰が面倒を見るのか。

担当課 我々、放課後児童課が所管している。12の小学校にそれぞれ児童会があるという状況で、市内全体で33クラスをオープンしているという状況。

委員 鉄骨の価格が上がっているから不調になったということは、業者からすると金額設定が安いということになるのか。

事務局 工事業者の聞き取りではそういう回答だった。2度目の入札では、入札参加資格を第1希望から第4希望にまで広げたが、それ以外に発注の内容も見直した上での入札とした。

委員 発注価格も変わったということか。

事務局 そうである。

委員 入札参加資格の「市外業者の経審が1,000点以上あるもの」について、前からこのような条件はあったのか。

事務局 令和4年度までは特になかったが、点数の低い市外業者も応札できるような状況だったので、令和5年度からは市外業者の経審点数を定めた上で発注するという事になった。

委員 ということは、市外業者にはA、Bランクなどの格付けはないということか？

事務局 市内業者と違って、市外業者はランク付けがない。例えば大阪府では府内外関係なく、ABCDEの等級区分があり、府内の事業者については地元点でプラス100点を付した上での点数となっている。

本市は経審の点数だけをもとにして発注の条件としている。例えば市内業者と同じぐらいの経審だと工事を履行できるかどうかというところも含めて不安があるので、市外業者には市内業者よりも少し高い経審点数で発注条件を設定している。

委員 1回目が不調で2回目が成立したのは、主な理由としてはやはり価格面なのか。

事務局 結果的に最低制限価格での応札だったが、その他応札した2者は最低制限価格ではなかったため、価格によるところが大きかったのではないかとと思われる。

委員 最低制限価格を引き上げる、あるいは引き下げるといった基準は何かあるのか。例えば、業者と話し合いなどするのか。

事務局 不調になった時は、なぜ応札しなかったのか、担当課から業者に聞き取りしてもらおう。その理由が価格によるものなのか、工期が短いからなのか、など。

最低制限価格は予定価格から算出される。金額を引き上げる、引き下げるとい、何らかの内部的な基準というのは特にはない。運用上は、先ほど申し上げた通り、その不調の原因を探った上で、設計の見直しを図るという程度である。

委員 その見直しにあたっては業者と話し合うのか？

事務局 話し合うわけではないが、業者からの聞き取りで、例えば今回で言えばプレハブの鉄骨がネックだったという話があればその価格を中心に見直しを図るというぐらいの運用でやっている。予定価格をどう上げる・下げるかの基準については内部では持っていないのが実情である。

委員 それについては課題なのではないか。

事務局 予算の範囲内でしか発注できないというのが実情であることと、南花台放課後児童会の整備工事は、令和6年4月1日から開設しないといけないというところで、工期をずらすということもできなかったという事情があった。

ご指摘の通り、基準があったほうがいいというのは、こちらも認識はしているが、なかなかそこを整理するところまでできていないというのが実情である。

委員 見直しについて、今回の案件では、その積算の中で、プレハブの価格を見直しているのか。何か他の基準があるのか。もともとの積算の基準がおそらくあると思うが。

担当課 工事業者やプレハブメーカーにヒアリングをして実勢価格に合わせた上で、再発注させていただいた。

## 案件2 市立川上小学校外1校トイレ整備工事設計業務

(担当：教育総務課)

### (1) 抽出理由

金額自体はあまり高くないが、1度不調でさらに随契でもう1度不調ということで、なぜかということで取り上げた。

### (2) 主な質問及び回答

事務局 入札の経過をもう少し詳しくご説明する。

一般競争入札で令和5年11月1日に開札し、落札者(以下、B社)は決定していた。落札決定から7日以内に契約を行うが、B社の都合で契約保証金を支払うことができなくな

ったと連絡があり、最終的に辞退届が提出された。

この案件は、来年に工事を行うことが決まっている設計業務だったので、急ぎ業者を決めたく、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号、落札者が契約を締結しない場合に行う随意契約を行うこととした。ただし同条第3項では、「第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない」と規定されているため、B社の落札価格である、税抜き440万5000円で随意契約できるかどうかについて、応札業者の中から、応札価格が低い順に連絡して協議させていただいた。

この中には、落札者と同額で応札していた業者がいたが、連絡をした時にはもう配置可能な主任技術者がいないということだった。その他の業者も、業務を受注できないとか、金額が折り合わないということで、この9号での随契というのが不調になった。

その次に、再度随意契約を行うこととした。先ほどの9号随契で5者を選定していたが、そのうちの2者が、主任技術者の配置ができないという理由だったため選定せず、金額が合わないという理由の残りの3者に対して、再度見積もり合わせの随意契約を行うこととした。

委員 C社（案件2の落札業者）は、最初の一般競争入札から応札していた業者なのか。

事務局 最初から応札していた。

委員 そもそも論だが、主任技術者を置けないということ自体がおかしいのではないか。

事務局 都道府県、市町村含めてすべてのあらゆる自治体が、大体月単位でのスケジュールで競争入札を行っていて、事業者も落札できるかどうかわからないので当然、複数の自治体の案件に同時に札入れをしていることが多い。このため、今回令和5年11月1日に開札があった時点では落札できなかったところから、市が電話連絡した11月13日までの間に他の自治体の案件を受注したという可能性はある。

もし小規模な事業者の場合、技術者もそんなにたくさんいないということもあり、例えば数人しかいないということもあるので、1件受注すればもうキャパがなくなってしまうのもあり得る話ということで理解している。

委員 業者の状況がわかるようだったら、その前段階でもっと業者を絞ってもいいのではないかという気もするのだが。本当に落札したいという業者を。絞る方法は難しいのか。難しいのは分かっているというのだけれど。

事務局 入札参加資格条件の中に、例えば、その会社に技術者が10人以上いる、というような条件での発注もできないことはないが…。

委員 自治体、市側にしたら、もっと絞ったほうがいらぬ業務が減るのではないか。不調となったら、次にまた発注を行わないといけぬ。時間が無駄だと思う。市側の負担も減るのではないか。

事務局 もととの発注が、「この業務を行える者」を対象としている。

委員 広く地元の業者に発注したい、受注させたいという気持ちはわかるが、あまり門戸を広げ過ぎても、逆に、応札できない。いかがか。

事務局 ご指摘はごもっともだと思っているが、ただ一方であまり絞りすぎると、今度はまた、それはそれで不調になるリスクがある。建築設計業務の中でも、言い方は悪いが人気がありませんような案件というのがあり、そこについてはあまり絞り過ぎると逆に不調になってしまうと、またそれはそれでスケジュールに遅れが生じるというところもあるので、ある程度の業者が参加できる、業者数がある程度見込めるぐらいの、なんというか緩さというのと、ある程度、受注意欲も含めて、まともな業者が応札するような条件と折り合いをつけながら、というところが現実難しいところではあるかと思う。

委員 あまり条件を絞ってしまうと、競争性という、別の問題は出てくるのだろうと思うが、課題ではあると思う。2回目の随意契約の選定はどのように行ったのか。

事務局 1回目随意契約で選定した5者のうち、主任技術者が配置できないため断った業者を外している。これは、発注条件を変えたところで受注できないため外した。それ以外の3者は金額で折合わないという回答だったので、この金額の縛りを外した形での見積競争ということで進めた。この結果、2回目の随意契約で業者が決定した。

委員 今回の応札業者は、1回目の入札額は572万5000円（税抜き）で、随意契約で最終的には726万円（税抜き）だった。この金額の変化は、どういうことになるのか。

事務局 正直言うと足元を見られたところはあるかとは思っている。もう手の内が全て明らかになっているという状況だった。予定価格と最低制限価格と、どの業者が応札して、どの金額だったというところまでは明らかになっていて、しかも打診しているところだったので、C社の立場からすると、仕事を取る気はあるけれども、安請合いはしたくないということで、おそらく一番高値だった業者（D社）より少し安い金額で応札してこられたのではないかというふうに理解している。

委員 その時点では、C社はD社の応札金額を知っていたのか。

事務局 入札価格は、開札したあと直ちに公表しているので、他の事業者が幾らで入れて

いるかというのは情報として持っていると思われる。

委員 入札をやり直すというのは難しかったのか。

事務局 原則論では当然やり直しが原則だが、先ほどから申し上げている通り、履行期間の関係があり、今回どうしても仕切り直しているいとまがなかったというところである。

委員 学校の改修工事というのは、そんなにシビアなのか。

担当課 トイレ改修工事はどうしても大きい音が出てしまうので、音の出る工事は夏休み期間中に行うこととしている。4月下旬から8月下旬で必ず行うという方針でやっている。

委員 トイレ改修工事は、学校ごとに順番にやっていくようなイメージなのか。

担当課 トイレには湿式と乾式があり、古いトイレは湿式と言って、床を水洗いできるもので、なおかつ和式便所が多い。環境を改善していくために乾式化率の低い学校を順番に整備している。毎年ルーティンで小学校1校、中学校1校を整備している状況である。

事務局 学校の校舎棟は建てられた時期がそれぞれ異なるので、棟別に順番に行っている状況である。1つの学校のトイレを全部一気に改修するというわけではない。

委員 あえて言うならば、来年では駄目だったのか。

担当課 補助金を取っていて、設計業務をした翌年度に工事をするという前提で、補助金の申請させていただいている。

委員 補助金の関係で施工の時期がまず決まっているということで、さかのぼると、設計業務を今、発注しないといけないということか。

担当課 その通りである。

委員 今まさにトイレが使えなくなっているとかであれば、何となくイメージが湧くが、順番に改修していく工事で、緊急というのがどこまで言えるのだろうかと思うが、そこは補助金関係もあるのかなと思う。

案件3 令和5年度マンホールトイレその設置整備工事（その2）

案件4 令和5年度マンホールトイレその設置整備工事（その1）

（担当課：下水道課）

（1）抽出理由

金額的にはそんなに大きくはないが、今、災害対策、マンホールトイレとかを見聞きしているもので、どういった契約なのか、或いはマンホールトイレの構造とか、そういった部分を聞きたく、抽出した。

（2）主な質問及び回答

委員 マンホールトイレについて、どのような構造なのか。

担当課 （資料を渡す。）マンホールトイレは上物と下物があって、今回は下物の整備工事になる。地面の下に管を通して、そこに水を貯めておく貯留式を採用している。縦の管を5つ用意して、その上に仮設の建屋（上物）を設置して利用するというもの。

随時放流式と貯留式の2種類があるが、貯留式はこの注水口から、横にタンクがあり、そこに水をある程度貯めておく。半分水洗みたいになっていて、水の勢いで流れていくというような構造になっている。水道管には繋がっておらず、手動で水を上から貯めて利用する。大体1日500人分である。

委員 許容量はどのくらいあるのか。

担当課 もし仮に下水放流先が止まっても、500人溜められるものになっている。

委員 国の基準があるのか。

担当課 国の基準は特にはない。下物の構造は2、3種類くらいある。

委員 それは業者に仕様書を出して、それで決まるのか。

担当課 上物の仕様が大体100種類くらいあって、それに見合う下物を考える。大体パッケージとしては決まっているものになる。通常、上物の商品が決まっているので下物も決まる。

委員 順次整備するということであれば、各小中学校にこれから整備していくのか。

担当課 令和2年から整備を進めていて、全部で11校を整備する予定。令和5年度は4年目になり、おおよそは整備が済んでいる。

委員 上物の建屋を設置する基準があるのか。ここに被災者が集まったら必ず設置するとか。

担当課 避難所が開設しただけでは、設置しないものであり、長期間、大人数が避難するとなった場合に設置するものになる。

委員 それは基準が設けられているのか。

担当課 基準があるわけではない。

委員 それは少しおかしな話では。誰が設置するかの判断をするのか、市長が判断するのか。

担当課 例えば、下水が通っていて、100人ぐらいしか避難していない場合は、マンホールトイレを建てなくても、普通の学校でトイレをできるのでマンホールトイレは設置しない。避難所の収容人数というのは、ざっくりの計算ではあるが。

一方で、一旦下水道の使用を止めてもらうという状況がある。震度6弱以上の地震が起こった場合、一旦下水道の使用を止めてくださいというような状態で皆さんが避難所に行った場合は、自動的に設置していただくことになる。

では、こうなったら設置するという、明確な基準は特にない。トイレが逼迫してきたら設置する、という感じになる。

委員 柔軟に対応すると。

担当課 はい。

委員 補助金はあるのか。

担当課 下物の工事についてはある。また令和5年度分から、上物についても国庫補助があった。

委員 E社（案件3の落札業者）について、案件4の応札が無効になっているが、これはE社が遠慮したのか。

事務局 E社は案件4については無効ということになっていて、いわゆる取り抜けと呼んでいるが、同じ公告日の入札案件は1件しか取れない運用としている。

委員 それは何で決まっているのか。

事務局 資料の 24 ページの入札公告「9 落札候補者制限」で、「落札候補者は、頭書の公告日の他の工事に条件付き一般競争入札の落札候補者となることができない。(先行して開札した案件で、落札候補者となった者の以降の入札は、無効扱いとする。)」となっている。こういう条件がほぼすべての案件にあるので、この 2 件でいえば案件 3 を先に開札し、後で開札した案件 4 では、先行する案件 3 で落札候補者になった E 社はこの条件に引っかかって入札が無効になった。

委員 応札はしていた？

事務局 応札はされていた。

委員 案件 3 と案件 4 の発注金額が違うのは、放流管の長さによるものなのか。

担当課 はい。

委員 上物は別で購入しているのか。

担当課 はい。

委員 入札で？

事務局 備品として、物品購入で指名競争入札で毎年発注している。

委員 1 校に 1 セットずつあるような。

担当課 ここの写真のように、こちらで 1 セットとなる。

委員 F 社（案件 4 の落札業者）は案件 3 では無効にならないのか？

事務局 開札は 30 分ごとにしていて、また発注金額が高い案件から順に行っている。案件 3 は先に開札が行われた。案件 3 で E 社が落札して、その後、案件 4 の開札があり、E 社が取り抜け無効で、F 社が落札した。

資料の 24 ページと 32 ページの上から 3 行目に開札時間について記載があり、案件 3 は 11 時半から、案件 4 は 13 時から開札を行った。

委員 工事は 1 校ずつやっていくのか、一斉に設置はしないのか。

担当課 自治体によっては、設置予定の学校、何校分かを一気にしているところもあるが、本市は令和2年から令和7年まで実施するという方式をとっている。

委員 予算の関係もあるのか。

担当課 予算の関係と、学校で工事ができるタイミングが少なく、工事できる時期が年末年始などに限られている。また一気に発注してしまうと、11校分の上物の物品購入がなかなかしづらいなどある。

委員 災害対策のこと考えたら、一気にやるほうがベターなのでは。

担当課 年度ごとに分けて発注しているのは、予算の兼ね合いがあるので1年では難しいというところ。また、同一年度で発注を2つに分けているのは、同時に一本で発注できないのかということも併せての質問だと思うが、工事場所が大分違うということと、短期間のうちに2現場の工事を行うことが、時期が重なってしまうということであまりできない、本市の業者は小規模の事業者も多いので。現場の適正な規模と、まとめてもあまりそのメリットがないということもあり、分けて発注しているというところ。

委員 同じ内容の工事で、異なる業者が施工したときに、でき具合は違ってくるのか。検査はあるだろうけども。

事務局 難易度の高い工事ではないので、そこまで仕上がりに差はない。

案件5 消防ポンプ自動車 CD-I 型 (総重量 3.5 t 車) (担当: 危機管理課)

(1) 抽出理由

去年は救急車の購入、そして今回消防車という、なかなか稀な購入で、金額が高いことと、落札率もほぼ 100%ということ、辞退者が多いということで取り上げた。

(2) 主な質問及び回答

事務局 まず、資料の補足事項として、落札金額と契約金額が一致していないように見えるのは、契約金額には消費税のかからない法定費用が含まれているためである。

委員 だから予算金額や落札金額が、100円以下の端数が出ているということの認識でよいのか。

事務局 少しわかりにくくて申しわけないが、資料の 34 ページの予算金額、予定価格、落札金額こちらはすべて税抜きで表現している。35 ページの入札結果 (経過) 書は税込み価

格の表現となっている。

端数が出ているのは、資料を作っている関係上で、そうさせていただいた。他の工事や業務の案件と同様に、資料 34 ページは税抜き価格で表現していて、それは税込み額から割り戻して書かせていただいた。

委員 それでは、実際は端数は出ていないのか。

事務局 予算額としては、税抜き価格を算出するときに割り戻しをしたというところ。端数は出ていない。

委員 それであれば、ここに、税抜き、税込みを表示すればよいのでは。そちらのほうがわかりやすいと思う。

事務局 今後、資料作成時に対応させていただく。

委員 落札率について、非常に高いのでは。なぜか。

事務局 一般的に救急車や消防車の案件は、取り扱える業者が限られている。予算計上する時に業者から参考の見積もりを取ったうえで、その参考見積額をベースに予算を確保するので、どうしても予算計上時の見積額に近い額で、業者が応札するという実情がある。

委員 非常にわかりやすい。特殊車両だから、ノウハウがないのはわかる。一步踏み込んで言ったら、言いなりになってしまう恐れがある。その点どう考えているか。

事務局 理想としては、予定価格を算出している業者の提示する見積もり金額の言いなりになるのではなくて、市側で算出するというのが理想ではあるが。

委員 見積もりする専門家が市内にいるわけではない。

事務局 いないので、そこまで追いついていないというのが実情で、課題ではあるというふうに認識している。

委員 仕様書は市で作るのか。

担当課 はい。

委員 業者と折衝しながら？

担当課 はい。

委員 言ってしまうと、IT 関係などと一緒である。市側よりも民間のほうがそのようなノウハウは遥かに進んでいるから、民間の言いなりになってしまう恐れが大きい。その点、問題点があるのでは。

非常に大事な車である。人命を守るため、少々高くなる。それも必要なものと理解はできるけれども、反面、市民にとってどうなのか。余計なお金を出しているのではないかという恐れもある。難しい話だけど、どうだろうか。

事務局 ご指摘の通りで、制度上はやはり競争を促進することで、市にとって一番有利、つまり安い値段で調達を実現するというのが制度の趣旨なので、そこに向けて努力はしていかなければいけないという理解はしている。ただ、体制的になかなかそれが追いついていないところが現実としてあるというところ。

委員 先ほど言ったように、特殊車両なので業者は少ないのだろう。G 社（案件 5 の落札業者）は消防車が専門だから、必然的にもそこに決まってしまうのだろう、結果的には。消防車の耐用年数が何年か知らないが、過去においても G 社が何度か請け負っているのでは。

担当課 過去 3 回の入札実績を見ると、令和元年度は、金額で言えば応札価格に近い業者も他にいたので、必ずしも G 社だけが落札しているわけではなく、その時々によるかと思うが、最近は少し応札額の差が広がっているように思われる。

委員 G 社以外から納入した実績はあるのか。

担当課 今回の案件は消防団車両になるが、常備消防、河内長野市消防署の消防車では H 社からの納入はあった。また、I 社も今回は辞退であったが、少し前までは落札していた。最近では G 社の落札が続いている状況である。

委員 競争原理があまり働いてない気がする。発注側にしたら安心感があるのか。

担当課 やはり実績があるのは当然のこととして、アフターフォローが結構大きなところではある。あと、価格で言えば、安いところ。

委員 安かろう悪かろうでは駄目だが、もう少し競争原理を働かせてもいいのではという気がする。業者を育成するという。辞退が多いというのは、G 社が多分落札するだろうという雰囲気があるのか。

事務局 一応表向きの辞退理由は当然あるが、実際のところ、ある程度縄張りの的なものがあるかもしれないということは、否定し切れないところである。

委員 車種の指定をしているのはなぜか。こういう理由で消防車に適しているという理由。理由はやはりはっきりした方がいいのではないか。その馴れ合いでトヨタ車種だという話だったら、非常におかしな話。それこそ競争原理が働いてない。

担当課 はい。

委員 トヨタが一番安心できる。なにをもって安心できるかわからないが、確固たる理由を持っていたほうがよいのでは。

担当課 はい。

委員 どの車種をベースにするかというところを、入札する前に業者から聞き取りして決めているのか。

担当課 それに関しては、特にそういったやり取りはしていない。

委員 これまでも？

担当課 ただ、前任者がそういった話をしているかもしれないが、今回、私の方ではそういったことはしていない。

委員 A委員の質問は、些細なことのように、とても大事な話である。

事務局 令和6年度から河内長野市消防本部が大阪南消防組合へ統合され、消防部局のほとんどの職員が大阪南消防組合へ移籍となっている。発注時の仕様書などは統合前の消防総務課や警備課が作成していて、その職員も組合に行っている。今回対応しているのは危機管理課に残っていただいた消防の職員で、その詳細に関しては確認できていないというところである。

案件6 新学校給食センター整備用地造成工事

(担当：学校教育課)

#### (1) 抽出理由

この工事については、冒頭に総務部長から、当年度の主要な事業であるという話があった通り金額が大きいことと、今、国で給食の無償化が検討されていることもあって抽出した。

(2) 主な質問及び回答

委員 給食は無償化するのか。

担当課 無償化はしておらず、物価高騰分だけ給食費を上げず、一部無償化のような対応をしている。

委員 将来的にはどうなのか。

担当課 令和7年度については、2割を無償化するというので、先の2月の臨時議会でご承認いただいた。

委員 2割というのは、給食費の2割ということか。

担当課 その通り。物価高騰分は従来通り補助して、本来の給食費の2割分を、令和7年度については無償化という形で行う。

委員 それは小中学校ともなのか。

担当課 小学校だけである。物価高騰分は中学校も含んでいる。小学校は全員給食であるが、中学校がまだ全員給食ではなく選択制のランチボックス方式という希望制の給食を提供している。令和9年1月から中学校でも全員給食を始めるということで、この給食センターを整備するが、そういった観点で今は令和7年度から小学校だけ、全員給食をしている小学校において給食費の2割を市が負担するというような形としている。

委員 小学校で何食ぐらいか。

担当課 小学校で4,000食ぐらいである。

委員 では中学校で2,000食ぐらいなのか。

担当課 その通り。職員なども含めて合計6,500食のセンターを整備するための、用地の造成工事ということになる。

委員 現在の給食センターの能力は何食ぐらいなのか。

担当課 現在で大体5,000食ぐらいを作っている。

委員 それを 6,500 食にするのか。

担当課 小中学校全員給食となると、今のセンターでは対応できないということと、昭和 59 年建設で老朽化がかなり進んでいるので、併せて新しいセンターを建てるところ。

委員 現在の給食センターの跡地はどうするのか。

担当課 跡地については、給食センター移転後に検討を進めていく。並行して検討していくが、今のところまだ利用については、決定したものはない。

委員 入札と関係ない話になるが、全国的に給食の無償化が言われているが、それについて、将来的に全面的に無償化など考えていないのか。

担当課 市長が、段階的に無償化をしていくと公言しているので、まずは令和 7 年度に 2 割、令和 8 年度については、かなり予算がかかるものだが、できれば増やしていったら、何年後かには、という思いはある。

委員 現時点で 2 割というのは、補助金などが出ているのか。

担当課 国からは、給食に関してはないが、物価高騰に対する臨時交付金があったので、給食以外の生活者の支援などで、そういったものを含めた国からの交付金があって、その一部を給食の無償化に活用させてもらうということになっている。なので、令和 8 年度以降については、財源というものが、今のところは見えていない状況である。

委員 造成地には、今は別の建物が建っているのか。

担当課 あかみね分館という市の施設や、赤峰市民広場のトイレがもともとあった。現在は工事途中なので解体していて、残りは赤峰市民広場の浄化槽が地下に埋まっていて、これも一緒に撤去する。

委員 場所的にちょうどよかったのか。

担当課 その通り。今のセンターからも近い。

委員 入札参加資格条件について、市外業者を対象としなかった理由は何か。

事務局 今回の工事が、造成工事と敷地内の施設の解体工事であり、金額は大きいですが工事難易度が高かったわけではなかったため、十分市内業者で対応できると判断し、市内業者

育成の観点から市内業者のみを対象とした。

委員 市内業者の育成について規定などあるのか。

事務局 河内長野市建設工事等請負業者選定要綱に規定されている。

委員 案件 1 の工事と比べて参加数が多いので、こんなに市内業者がいたのかと思った。

事務局 令和 6 年度の土木一式工事の登録業者が、市内業者で 83 あるが、一方で建築一式工事の市内業者が 20 で、そもそも登録者数が違うというところ。

土木一式工事と建築一式工事では工種の数が違うといった点があり、案件 1 の建築一式工事では 1 からすべて建てることとなり、基礎工事から建て方、内装、外装、屋根などすべて専門の工種となるが、案件 6 は造成と撤去という、大きく分けて 2 工種しかないので、下請け業者の数がまず違ってくる。

委員 J 者（案件 6 の落札業者）は工事の実績があるのか。

事務局 令和 4 年度に南花台大規模盛土造成地法面復旧工事を受注した業者である。

委員 工事の内訳について、撤去費用はいくらくらいなのか。

担当課 およそ 2 割くらいである。

委員 撤去と造成で、分割で発注はしないのか。

担当課 担当課からすると、給食開始日を令和 9 年 1 月に設定しており、それに間に合わせるために最短のスケジュールで実施しているという状況である。

委員 市内業者の育成、活用しようと思ったら、撤去と造成を別々に発注した方が、業者が別々になっていいのかと思ったが。

事務局 担当課がまずはスケジュールを組んだ上で、どのように工事発注するかを検討する。この造成が終わって、新しくセンターを建てるのはまた別の業者が行うことになっている。

ご指摘いただいているのは、分離発注のほうが有利ではないかというところかと思うが、その基準もまだあいまいで、基本的には担当課のスケジュールで進めているというところで、よほど無理がなければそれで行っているのが現状である。

（1）抽出理由

1点目は辞退者が多いということ、もう1点は、これも世間で話題になって、賛否両論が出ているデジタルの教材について、市としてどう考えているのか聞きたく抽出した。

（2）主な質問及び回答

委員 なぜ辞退者が多いのか。わずか2社しか応札していないが。

事務局 辞退者の中には取り扱いができないということで、少し選定がまずかったという業者も何社かいた。

委員 選定がまずいというのは？

事務局 指名競争入札で当然、取り扱える業者を選定するが、市の手持ち資料の中でデジタル教材が扱えるだろうという判断をしていくが、例えば資料の57ページの下の表にあるK社とかL社は出版社で、要は自社以外の業者を基本的には取り扱えないということが後でわかったというところ。

委員 周知方法に問題があるのか。

事務局 周知方法というか、こちらとしても最大限の数の業者を指名したいという思いもある。業者登録時に、取り扱える品目を書類で提出してもらうが、それを見るとデジタル教科書というふうに書かれていたので、それをある種、駄目もとではないが、できるだけ可能性がある業者を指名したかったので今回指名したというところ。

委員 業者側はデジタル教科書と表示しているのか。

事務局 自社と書いている場合もあるし、書いてない場合もある。

委員 それはなぜ。もっと詳しく書いてもらったらよいのでは。

事務局 その辺の情報収集というのは課題で、入札の参加資格の登録の時にもう少し発注に役立つような情報収集をするよう、改善をしていかなければならないと認識している。

委員 たまたま2者応札したからよかったけど、1者だったら、入札が成立していないのでは。

事務局 その通り。1者であれば入札は成立していない。

委員 その辺、改善すべき点ではないのか。

事務局 ご指摘の通りである。あともう一つ申し上げると、登録業者の中でそもそも教科書の取扱い業者、教材系の業者がかなり少なく、その数が広がらない限りなかなか競争促進というのが難しいという実情がある。実情としてこの2者しか登録業者の中で取り扱える業者がない。

委員 これが目いっぱいということなのか。

事務局 最大限、可能性がありそうな業者をすべて選んでこの結果だった。

委員 将来、また入札があるだろうけども、必然的にこの2者になってくるのか。

事務局 取扱い業者の取扱い状況が変わらない限りは、そうなる可能性は高いというふうに認識している。

委員 そうすると、さっきから言っているように競争原理は働かなくなってくる。

事務局 登録業者の中で2社しかいなければ、2社での競争ということしかできない。

委員 今回は算数の教材だが、他の教科はもうすでに導入しているのか。

担当課 こちらは教師用の指導書で、他の教科については、基本的にその指導書の中にデジタルコンテンツが同梱されている。算数だけが別売りとなっている。

委員 国語などは導入済みということか。

担当課 その通り。算数のみが準拠教材的な扱いになっている。なので、教科書出版会社でも取り扱えるということになっている。

委員 すでに導入しているデジタル教材は、この案件と同じ業者なのか。

担当課 教科書のシステムとして、教科書供給の制度というものがあり、販売ルートが決まっている状況なので、取扱い業者が限られている。

委員 その制度は国が整備しているのか。

担当課 その通り。教科書供給の制度は国が整備している。いろいろな出版社から出ている教科書のどれを選ぶかというのは、本市の教育委員会の教育会議で決定する。教科書を決定するとその出版社が直接発行して、国の制度の中の販売会社を通して教科書が供給される。

委員 契約とあまり関係ないが、デジタル教材を導入して、どうなのか。

担当課 いろいろ報道はあるが、デジタル教材というのは子供たち視覚的に訴えることもできるし、子供たちのイメージや発想、学習意欲というのは湧くものであるので、学校でも、これは教師用の教材であるが、子供たちのデジタル教材の活用は、学校の授業の中で多く含まれている。

いろいろな子供達がいるが、今までの、紙や説明だけではなかなか理解が難しかった子供については、デジタル教材によって手が動くとか、いろいろな発言できるとか、こういうことで新たな授業づくりに役立っているというふうに感じている。

委員 一方で弊害が指摘されている。学習能力が下がったなど。結果的に国庫補助がなくなり紙の教材に戻しているという話があるが、それについてはどうか。

担当課 実際、こういうのはやはりバランスの問題で、デジタル教材を導入したからといって紙の教材を全く使わないということではなく、紙には紙の利点もあるし、デジタルはさっき言ったような利点があるので、そういったことをミックスして授業を行うということが大事である。また、逆に紙だけになると、それはそれで弊害があると考えている。

委員 バランスは、何割程度と考えているのか。

担当課 授業の中でもやはり紙を使って 60 分、45 分学ぶ時間もあるし、何かこうドリル的なことをするので、デジタル教材を使うというときもあるし、様々あるが、毎日何かしらでこのデジタル教材は使われている。

委員 国から補助金は出していたのか。

事務局 この時は市費であった。

委員 これは国で検討がされているのか。国がお金を出すようになど。

担当課 子供への教科書については無償配布になっているので、デジタル教科書も無償で

ある。子供たちに教えるための教員の指導書については、他の強化の指導書も含めて市費となる。

委員 使っていたら壊した、或いは無くしたという話は当然あると思うが、その場合はどうなるのか。

担当課 デジタル教科書については、電子媒体なのでライセンス購入するという形になる。パソコンが壊れることとはまた別の話になる。

委員 本体自体が壊れたりしたらどうするのか。

担当課 デジタル教科書とは少し話が変わってしまうが、端末については、修繕という形になる。次のギガ端末の導入に関しては、一定の壊れる割合を、1回目の購入で把握しているので、そういったものも含めて契約しているという状況である。

委員 例えば故意に壊すとか、子供だってあると思われる。その際に原因者負担などはないのか。

担当課 悪質な場合は相談させてもらうという話をしている。この5年間、子供たちが活用する中で、そういった事案はほぼ見られない。

ただやはり、子供たちが活用して、机の上だけ活用するものではなくて、いろんなところに持って行って写真を撮るといふこともあるので、それで壊れることもある。また学校は毎日掃除しているが、埃がすごいということもあり、ある一定の故障というのは出てくるものだが、それは修繕交換という形で契約の中にも含めている。

委員 この算数を購入したら、各教科の教材はすべて揃うのか。

担当課 基本的に必要な教科については、これですべてである。

委員 これは小学校であるが、中学校についてはどうなのか。

担当課 中学校はまた中学校で必要になってくるが、教科書は4年に1回採択されるので、一度購入すると4年間はこの教科書を活用するので、使える。また4年後に新たな教科書になると、それに合わせた指導書も発行されるので、そこはまた購入の必要が出てくるということである。

委員 中学校もデジタル教科書は導入しているのか。

担当課 中学校も導入している。

委員 教師用の指導書は、デジタルでないものについても入札が行われているのか。

担当課 それについては、教科書と同じルートになっていて、これは 1 者の教科書販売会社でしか購入できないということになっている。

委員 デジタルの指導書だけが入札になるのか。

担当課 この算数のデジタル教材だけが指導書とは別売りになっていて、これが分類でいうと教科書ではなくて準拠教材になる。準拠教材なので、販売会社以外も取扱いが基本的には可能であるが、教科書の中身の指導書的なものになるので、取扱いが出版会社と販売会社ぐらいしかないというところ。憶測ではあるが。他でいうとドリルも準拠教材になるが、これはおそらくたくさん会社があると思う。

委員 一般的な、これまで使っているような紙の準拠教材であれば、他にもたくさん業者がいるということか。

事務局 登録業者としても先ほどお伝えしたように、この 2 社ぐらいが限度だというところで認識している。

委員 これまでも応札はこの 2 者だったのか。

事務局 市内の書店が廃業したので業者数が減っているという事情がある。もう少し何社か書店があったときはその業者からも応札があったが、現在は 2 社ぐらいが対応可能業者かというふうに理解している。

業者選定については市外業者も含めて、また、登録部門を広げて最大限考慮してこの数なので、世の中にどのぐらい取扱い業者がいるかはわからないが、河内長野市の登録という意味では、これが最大限というふうに理解している。

委員 システムでできるかの問題はあるとして、一般競争入札にしたとしても同様の結末になりそうか。

事務局 その通り。有資格者の中で一般競争入札を行うので、これを仮に一般競争入札で執行したとしても、状況はおそらく変わらないのではないかと理解している。

#### 4. 総括(委員長)

今回の審議につきまして、事務局のみなさまには大変入念な準備をしていただきまして、どうもありがとうございました。

委員 2 人での審議になりましたけれども、新しい課題もいろいろと見つかりつつ、今日少し議論になっていました、不調の場合の予定価格の再設定の問題であるとか、物品購入の際の仕様書の作り方であるとかというところは、過去からあるような問題ではあると思いますが、今回そのあたり議論いただきながら、充実した適正な入札が実現していくように努めていかれることを願います。ありがとうございました。

#### 5. 閉会あいさつ (契約検査課長)

本日は公私ご多忙の中、入札等監視委員会にご出席いただき誠にありがとうございました。本日いただきました、委員長のご意見、課題等を踏まえて、今後の公共工事等の公正な発注及び入札に関して、引き続き適正に実施していきたいと考えておりますので、今後ともご指導のほどよろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。